

日本における「コロナ危機」と中小企業の存立

大林弘道

(神奈川大学 名誉教授)

要 旨

1990年代以降の日本の中小企業の存立は，“中小企業総数の傾向的減少”と“小規模法人企業の創出・増大”という一見相反する傾向を現してきた。それは、一方で国民生活・「国民的経済力」に困難を課してきたが、他方で戦後日本の経済成長を牽引した（大企業主導の）産業構造・企業構造の未来への転換、「未来型転換」の基盤を形成しつつあった。そして、この過程における中小企業の退場と新生は、存続する中小企業に経営上の緊張（stress）と経済的な刺激（incentive）とを付与する契機ともなっていた。

一般の「コロナ危機」は上の状況を直撃し、それ以前の困難を増幅するとともに新たな困難を生み出し、「未来型転換」を頓挫させかねない状況を醸成している。しかし、21世紀に入ってから多様な中小企業運動の持続的前進は、経営を主体的・自主的に研究し、中小企業政策の積極面を引き出し、「コロナ危機」との対峙能力を高めているから、改めて困難と頓挫を克服し、容易でない課題に直面しながらも「未来型転換」を創造的に推進していくであろう。

キーワード

「公衆衛生上の緊急事態」、「非薬学的介入政策」、「社会・経済的緊急事態」、「労働・企業支援政策」、産業構造・企業構造の「未来型転換」

目 次

はじめに

1 日本における「コロナ危機」の展開

(1) 第1段階（2020年1月－6月）

(2) 第2段階（2020年7月－10月）

2 「コロナ危機」に先立つ30年間における中小企業の存立傾向

(1) 中小企業の存立傾向

(2) 中小企業の存立傾向の意味

3 「コロナ危機」下の中小企業の諸特徴

(1) 近時の「景況調査」

(2) 中小企業の産業別・業種別経営状況
おわりに

はじめに

2020年の初頭からの「新型コロナウイルス（Covid-19）」の感染拡大（表-1 a,b）は「パンデミック（pandemic 世界的流行病）」となり、各国において「公衆衛生上の緊急事態」¹⁾を招来した。そのような事態に直面した国々は、医

表－1a 世界の新型コロナウイルス感染者数・同死亡者数

	感染者累積数	感染死亡者累積数
2020年1月31日	9,906	213
2月29日	85,803	2,935
3月31日	768,757	40,883
4月30日	3,105,494	224,671
5月31日	5,941,252	366,552
6月30日	10,176,567	500,890
7月31日	17,110,177	663,726
8月31日	25,155,835	844,905
9月30日	33,568,441	1,005,395
10月31日	45,469,591	1,186,066

単位) 人 人

資料) WHO Coronavirus Disease Dashboard (2020/11/01 Data last updated) より作成

表－1b 日本の新型コロナウイルス感染者数・同死亡者数

	感染者累積数	感染死亡者累積数
2020年1月31日	12	0
2月29日	224	5
3月31日	2,124	56
4月30日	14,485	415
5月31日	16,973	892
6月30日	18,721	973
7月31日	36,088	1,010
8月31日	68,088	1,295
9月30日	83,179	1,570
10月31日	100,762	1,765

単位) 人 人

注) 感染者累積数：PCR検査陽性者累積数
資料) 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」[国内発生状況] (2020年11月2日現在) より作成

療的対応（ワクチンの開発・接種等）が実現していない中、PCR検査などの感染検査体制の強化とともに、人々の移動および接触の制限を基本とする措置、すなわち、（疫学研究者の表現を採用すれば）「非薬学的介入政策」を実施したのである。しかし、その政策は、各国において間を置かず社会・経済活動の停止や抑制をも招来し、「社会・経済的緊急事態」を出現させることになった。各国政府は、「非薬学的介

入政策」に加えて、「社会・経済的緊急事態」の深刻化を緩和するために、種々の労働者支援や企業支援の政策（以下では、「労働・企業支援政策」と略称する）を実施してきている。各国におけるこれらの二つの「緊急事態」の重複的発生（以下、「コロナ危機」と略称）は、現在、問題性において歴史的な広範囲と深刻度をもって進行している。この「コロナ危機」における「公衆衛生上の緊急事態」に対して、当然に上記の医療的対応が目指され、その期待は高まっており、様々な見通しが発表されているが、なおそのような対応は実現していないし、その実現の見通しは多分に不確定である。そのため、「公衆衛生上の緊急事態」はなお収束していないことはもちろん、その収束の見込みさえ立っていない。ましてや、「社会的・経済的緊急事態」の解消・回復はなお一層見通すことができていない。さらに、さまざまな分野（たとえば、疫学、歴史学等）からの知見によれば、今回の「コロナ危機」が近い将来一応の収束を得たとしても、今後、長期的にも短期的にも、同様なあるいは新たな形の感染症危機が再来しないという保証はまったくないのである。

現在各国においては、「公衆衛生上の緊急事態」に対する「非薬学的介入政策」の実施とそれによる「社会的・経済的緊急事態」の招来に対する「労働・企業支援政策」との間の、流布されている表現を用いれば、感染拡大の阻止と社会経済活動との間の「二律背反」「トレードオフ」あるいは「双方のバランス」の問題（以下、「感染症対策と経済対策のバランス」論と略称）の深刻化・困難化が強調されている。

本稿は、上のような「コロナ危機」の問題の構図において、日本における中小企業の存立の現状を考察するものである。考察の焦点を中小企業に置くということは、日本経済の構成要素の単なる一部分としての中小企業に焦点を当てるというものではなく、中小企業を日本経済の今後の基本的存在、中心的部分として位置づけて、「コロナ危機」が日本経済に与える諸影響

の基礎的・基盤的問題を提起していると考えられるからである。

以下では、目次に沿って次の諸点を検討する。「はじめに」では、今般の「コロナ危機」の問題の構図を明らかにした。「1」において、「コロナ危機」が予測困難な出来事（event）、衝撃（shock）であったから、まずもって日本におけるその展開過程の特徴を検討し、その際、あるかも知れない日本の特異性を把握することを目指した。「2」では、「コロナ危機」に先立つ日本の中小企業の状況、すなわち、1990年代以降約30年間の日本経済における中小企業の存立の特徴を確認し、「3」の考察の前提とする。つまり、「コロナ危機」に先立つ中小企業の状況それ自体が確認されなければ、「コロナ危機」における中小企業の特徴も理解できないからである。そして、「3」では、「1」および「2」を踏まえて本題である中小企業の現況を検討することである。その際、特に2008年前後の世界的金融危機（以下、「リーマン危機」と略称）の時期の状況との比較、いわば危機の本質の相違をも視野に入れることを重視する。最後の「おわりに」では、「3」の意義を考察し、日本の中小企業の存立の課題とその克服を展望する。

なお、検討に当たって注意されなければならないことは、本稿の研究対象が現在進行形の事態であり、断定的な結論を許さないということである。しかし、進行形の事態を多少なりとも検討しておくことは、「コロナ危機」の今後の、あるいは、一応の収束時におけるより正確な分析のための不可欠の作業であるばかりでなく、将来の「公衆衛生上の緊急事態」とそれに対する「非薬学的介入政策」の実施、「社会的・経済的緊急事態」の招来の緩和や阻止のための研究への寄与でもある。

なお、本稿は、研究資料として、多分野の論説・報道のほか、近年利用上の便宜が増している政府・機関・団体による種々の公表された統計を多用するが、現在の事態の特異性・特殊性を考慮し、また、状況の多面性を重視する必要

から、専ら考察に必要なに応じてそれら統計の整理を中心として活用し、然るべき分析的扱いについては他日を期すことにしたい。

1 日本における「コロナ危機」の展開

日本における「コロナ危機」の過程、すなわち、冒頭で述べた用語での「公衆衛生上の緊急事態」と「社会・経済的緊急事態」は、どのような過程を辿ってきたか、そして現在辿りつつあるのか、そこでは、いかなる問題を生じ、中小企業にどのような影響を与え、中小企業の経営と労働にいかなる困難と課題をもたらしたのだろうか。以下では、まず、日本における「コロナ危機」の過程を分析する。

現在の日本における「コロナ危機」の発生から現時点（2020年10月末）までの期間について、「公衆衛生上の緊急事態」の発生を基準とし、その「第1波」とそれへの政策の期間を第1段階として、その「第2波」²⁾とそれへの政策の期間を第2段階とする段階区分を採用する。

（1）第1段階（2020年1月－6月）

日本における「コロナ危機」の一連の経過の概要は（表－2）によって示されるが、第1段階においては、「公衆衛生上の緊急事態」それ自体とそれに対する日本の政府・政策当局の対応には、各国のそれらに比較して、以下のような際立ついくつかの特徴が見られた。

第1に、いずれの国においても、疫病による「公衆衛生上の緊急事態」に対する政府・政策当局の対応の基本は、既述のとおり、国民の移動および接触を制限あるいは禁止すること、すなわち「非薬学的介入政策」の実施であるが、それらの日本での実施の場合には、法律上の「命令」による禁止ではなく、基本的に、行政上の「要請」さらには「緊急事態宣言」の発出という手段が取られたことである。このような“命令”ではなく“要請”という、いわば“弱い”政策手段の採用は、日本の戦時体制に関する歴史的教訓・遺産として、法律による個人の自由

表-2 「コロナ危機」推移（時系列表）

年	月	日	
2020	1	16	厚生労働省、日本国内初の感染者の確認を発表
	2	5	横浜港停泊中の大型クルーズ船ダイヤモンド・プリンセスで乗客乗員10人の感染確認、その後感染者数拡大、「クラスター」（集団感染）
		13	日本国内初の感染者死亡
		24	8月開催予定の東京オリンピック・パラリンピックの1年延期が発表
		27	安倍首相、3月2日から春休みまで全国の休校を要請
	3	5	日中両政府、習近平国家主席の国賓訪日延期を発表 安倍首相、中韓全土からの入国制限を表明
		11	世界保健機構（WHO）、新型コロナウイルス感染の世界的拡大（「パンデミック」）を認定
		13	新型コロナ対策の改正特別措置法、成立
		16	政府専門家会議、初会合
		17	厚生労働省、「相談・受診の目安」を公表
		26	安倍首相、大規模イベント自粛を要請
		26	安倍首相、欧州21カ国からの入国拒否を発表
		27	安倍首相、学校の一斉臨時休校を要請
	4	1	安倍首相、「布マスク」を全個配布を表明 安倍首相、49カ国・地域からの入国拒否を発表
		7	政府は7都府県に緊急事態宣言を発出
		15	緊急事態宣言を全国に拡大
		22	政府専門家会議、接触8割減のための「10のポイント」を公表
		27	日銀・金融政策決定会合、国債購入の制限を撤廃
		30	第1次補正予算（総額25兆円）成立
	5	4	政府専門家会議、「新しい生活様式」を公表
		14	39県で緊急事態宣言は解除
		21	関西圏3府県で緊急事態宣言を解除
		25	首都圏4都県で緊急事態宣言を解除、同宣言は全面解除（経済再開第1段階）
	6	5	政府の観光支援策「GO TO キャンペーン」事業の公募やり直し、発表
		12	第2次補正予算（31兆円）成立
		17	通常国会閉会
		19	政府、「3業種」への営業自粛要請を解除、県をまたぐ移動の全国で解禁（経済再開第2段階）
	7	3	政府、「専門家会議」を廃止、改正特別措置法に基づく「分科会」を設置を決定
		19	感染症学会館田和博理事長、「現状は第2波のまったただ中」との見解を表明
		22	安倍首相、在留資格を持つ外国人の再入国の段階的承認、ビジネス関係者の出入国緩和を検討する方針を表明
		22	政府の観光支援策「Go To トラベル」事業（東京除外）開始
		28	安倍首相、辞意表明
	8	7	雇用調整助成金支給（5ヶ月分）、7399億円に達し、「リーマン危機」時1年分超
		17	国内総生産速報値（2020年4-6月期）、実質季節調整値・年率換算27.8%減（戦後最大）
		31	世界株式時価最高額（9400兆円）に膨張
	9	8	日本政策金融公庫の日産自動車に対する1300億円の融資保証判明
		16	菅首相就任
	10	1	政府の観光支援策「Go To イート」事業開始
		29	第一生命、年金資金運用利率の2021年10に引き下げを発表
		29	国内感染者、10万人超

の制限に対する反省を前提としているとともに、現行法のもとでの制約が存在するからである。しかしながら、同時に、そのような要請という制限・抑止にはその実施において不徹底の事例が目立つような場合には、政府やその支持層から国民の自由の制限に対する期待や要望が繰り返し訴えられることを常としてきた。

また、国家による企業への制限・抑止が不徹底になることは、日本の戦時における厳しい軍事的統制経済においても、中小企業の統制の徹底は容易でなかったという歴史があり、その意味で、制限の不徹底は統制力の問題、すなわち、統制力を強化すれば徹底されるという問題ではないのである。そもそも中小企業という存在自体、膨大かつ複雑であり、権力的な統制・規制等の実施においては、情報伝達の徹底も容易ではなく、処罰の徹底には却って膨大な人的費用をはじめとする絶大な費用がかかってしまう側面がある。このような中小企業に対する権力的な統制・規制の実施の困難は、日本の中小企業政策の歴史において常に“中小企業の組織化”が求められた所以でもある。すなわち、中小企業の統制・規制の不徹底という事態は客観的な不適切・不適合という現実が存在するのである。しかしながら、このような意味における“中小企業の組織化”が1980年代から始まる「規制緩和」の推進の結果において後退し、そうした中小企業の統制・規制の特性の認識が政権や政策当局において希薄になったこと、また、政権や政策当局、一部の政党・団体・国民において中小企業統制・規制が権力的に容易であるかのごとき中小企業に関わる歴史の不見識が存在し、それがまた政治利用されることがしばしば露見されているのである。中小企業にあっては“経済的自由”そのものが基本・基盤であり、必要不可欠な統制・規制等については本来中小企業の自発的・自主的合理性を踏まえ、国民への説得、国民の共感・支持をもって実施されることこそが重視されなければならないのである。

第2に、政府・政策当局の対応が、上のよう

に“弱い”手段の採用による要請を基軸にしたものであったにもかかわらず、「緊急事態宣言」や種々の「アラート」などの浸透による社会的・経済的規制はかなり高い水準であった。そこには、国民における非接触型の生活習慣や歴史的に高度な衛生観念、さらにマスコミュニケーションの発達や社会的情報ネットワーク等々の存在があり、しかも、それらを基盤としながら国民に向かって要請された「行動変容」「新しい生活様式」がかなりの水準で普及していたし、その上に国民の中に潜在する伝統的な「同調圧力」や「自粛警察」がかなり機能していた結果であると判断することができるだろう。

第3に、政府・政策当局による種々の要請に当たっての国民に対する説明において、医学をはじめとする科学的知見や客観的根拠が乏しく場当たりの性格が見られ、それは現在に至るまで継続している。このような政府・政策当局の国民に対するコミュニケーション上の特徴は、政策上の不作為、「後手」等々というより、政策の実施上の然るべき根拠を持っていたとすべきであろう。すなわち、外交日程やオリンピック開催などの重視、「学校一斉休校」の要請や「緊急事態」の発出における科学的根拠や予測の不透明があったと指摘されざるをえないであろう。また、「専門家会議」に所属する専門家からの説明³⁾も、専門家に期待される“専門性・科学性に基づく仮借なき科学的知見の披露や助言”というより多分に政策的・政治的配慮が行き届いたもの⁴⁾であった。それがゆえに、国民の納得という点で十分ではなく、中小企業にとっての経営上の日々の判断での複雑な“戸惑い”という状況が継続してきたし、今なお継続していると言って良いのである。

第4に、政府や政策当局による国民への種々の「要請」に基づく「自粛」という政策方法の実施に際しては、事業者や個人に対する補償の原則の基本的な樹立が必要であったのであるが、そのような「自粛と補償」の原則の基本的確立もなく、内容や方法の変更が繰り返され、実施

された内容自体も乏しく、その水準は低いものであった。すなわち、「布マスク一世代当たり2枚」に代表される物的補償や国民一律の「給付金一人10万円」に代表される資金的補償にもそれらの指摘が妥当し、さらに、配布に際しての委託という方法にも問題が生じた。さらに、肝心のPCR検査に代表される感染確認という疫学的対応の基本的・基盤的措置の欠落等々の疑問⁵⁾が残るし、他国の場合との比較において見られる対応の相違についての説明にも欠けていた。したがって、「非薬学的介入政策」も、第1段階後半になってようやく開始された「労働・企業支援政策」も、原則に基づく体系性・一貫性を欠いており、結局のところ政策における遅滞・遅延を拭えなかった。とりわけ、今回の「新型コロナウイルス」の感染拡大に対する検査体制の消極性は、医療上の方針、疫学上の判断であるというより、専ら感染者の急増による「医療崩壊」の危険を回避しようとする政治的判断であったと解釈されざるを得ないような経過があった。そのような経過は、むしろ日本の医療体制・医療水準が世界に誇る水準にあるものとの国民の確信を動揺させ、さらには崩壊させるに十分なものであった。また、地域の検査体制の前面に立ち、国民に身近であるべき保健所体制（表-4）、病院経営の脆弱性も改めて明確となった。しかもそれは1980年代以降の長期間の「行政改革」を基軸とする「民間活力の利用」「民営化」などの「規制緩和」の結果であることも明白になったのである。

ところで、日本の「公衆衛生上の緊急事態」に対する「非薬学的介入政策」は“弱い”手段の採用、政策上の遅滞・遅延の諸措置であったにもかかわらず、一方で、「緊急事態宣言」の解除後の時期に「新型コロナウイルス」の感染者数や死亡者数の一応の減少をもたらしたが、他方で、以下に述べる「社会・産業的緊急事態」の中でも社会・労働への全般的な影響は（表-3）以後の諸表のデータから明らかなように凄まじく過酷なものであったし、今後もそれらの

悪化の継続、さらには、拡大が必至の様相にある。

すなわち、今般の「コロナ危機」初期の2020年3月5日の中国・韓国全土からの入国禁止、いわゆる「水際対策」は相対的に早かったものの、欧州21か国からの入国拒否が実施されたのは4月1日であった。また、3月11日の世界保健機構（以下、WHOと略称）による「パンデミック」の認定等々を通じて、入国者数は、2020年5月には前年同月比0.4%にまで急低下した。そして、輸出額は5月に前年同月比71.1%、輸入額は同73.8%にまで低下した。このような「ヒト」の移動制限と「モノ」の移動停滞は、産業活動の大きな後退となって現れた。鉱工業生産指数（2015年=100）は2020年5月に指数72.2、前年同月比73.7%、第3次産業活動指数はそれぞれ84.6%、84.1%にまで低下したのである。この産業活動の後退は、後述するように産業別に固有の特徴を持つ相異があり、企業規模別格差を含んでいる。そして、このような事態の進行の結果、国内総生産（以下、GDPと略称）は2020年第二四半期の実質GDP（国内総生産・2011暦年連鎖価格）の成長率は、マイナス7.8%、年率換算マイナス27.8%にまで低下し、「戦後最大の下げ幅」と指摘された。

上のような産業活動の停滞は労働の雇用・就業条件（表-5）を直撃し、悪化させている。その際、注目すべきことは、従来強調されてきた「労働力不足」が「コロナ危機」発生以前の2019年10月の消費税率10%への引き上げにより、すでに変調を来していたことである。その上で、「コロナ危機」の本格化の過程で、その変調が、まず、休業者数の急増という形で現れ、引き続いて、完全失業者数の増加・完全失業率の上昇、有効求職者数の増加・有効求人数の減少が見られ、同時に有効求人倍率は急低下し、近時限りなく1に近づきつつあるのである。このような雇用状況の悪化は賃金等の労働条件の悪化に連鎖していくであろう。

また、同時に学校一斉休校の要請とその延

表-3 経済・産業状況

	入国者計	輸出額	輸入額	鉱工業生産	第3次産業活動	倒産件数
2019年1月	4,323,736	5,574	6,998	95.8	99.1	666
2月	3,983,110	6,385	6,057	100.3	97.6	588
3月	4,820,216	7,202	6,685	111.1	113.5	662
4月	4,172,777	6,664	6,605	101.0	100.8	645
5月	4,597,343	5,838	6,803	98.0	100.6	695
6月	4,316,646	6,585	5,997	101.4	102.5	734
7月	4,434,065	6,643	6,897	107.0	104.2	802
8月	4,506,899	6,139	6,291	92.8	102.5	678
9月	4,073,285	6,369	6,498	105.0	107.2	702
10月	4,039,610	6,576	6,565	100.4	99.8	780
11月	4,072,548	6,379	6,467	99.4	100.9	727
12月	4,069,060	6,576	6,735	100.7	108.0	704
2020年1月	4,326,835	5,431	6,746	93.5	97.7	773
2月	2,457,008	6,321	5,215	94.6	96.5	651
3月	746,525	6,358	6,351	105.3	107.4	740
4月	44,607	5,206	6,137	85.8	87.2	743
5月	19,938	4,186	5,024	72.2	83.1	314
6月	29,939	4,862	5,135	82.9	94.0	780
7月	39,679	5,369	5,158	90.4	95.0	789
8月	42,479	5,233	4,989	80.0	94	667
9月		6,054	5,366	95.6		565

単位) 人 10億円 10億円 指数 指数 件
資料) ① ② ② ③ ④ ⑤

注) 鉱工業生産指数：原指数（2015年＝100）、2020年9月のみ速報値
第3次産業活動指数：原指数（2015年＝100）
倒産件数：2020年5月の数字は東京地方裁判所の業務縮小の影響のため

資料) ①法務省「出入国管理統計」
②財務省「貿易統計」
③経済産業省「鉱工業指数」
④経済産業省「第3次産業活動指数」
⑤東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」

長によって、「子育て」「共働き」「ひとり親」等の家庭の困難は労働の雇用・就業条件の悪化とともにその労働基盤の困難を倍加していった。この労働の雇用・就業条件の悪化と教育をめぐる家庭の困難という二重の困難状況は、とりわけ「ジェンダー平等」の観点からの問題⁶⁾を深刻に出現させている。労働の雇用・就業条件の悪化は、上述の「社会・経済的緊急事態」を一層悪化させる役割を果たしているのである。

(2) 第2段階（2020年6月－10月）

第1段階における「社会・経済的緊急事態」が想定以上に深刻であったため、「感染症対策

と経済対策のバランス論」が、政府を始めた各方面から強調され、かつまた、解決が容易でない政策課題とみなす方向に誘導され、「公衆衛生上の緊急事態」に対する厳正対応が躊躇されるようになり、むしろ、「感染症対策」を緩和する「経済対策」に傾斜していった。つまり、「公衆衛生上の緊急事態」に対する国民への個別具体的な細部の注意喚起の強調および「非薬学的介入政策」の後退と「社会・経済的緊急事態」に対する種々の個別的「施策」が強調される「労働・企業支援政策」が実施されるようになった。そのような方向性における第2段階の特徴は以

表-4 保健所数・保健所職員総数

	保健所数	職員総数		保健所数	職員総数
1997年度	706	29,948	2007年度	518	28,309
1998年度	663	30,021	2008年度	517	27,873
1999年度	641	30,531	2009年度	510	28,183
2000年度	594	30,353	2010年度	494	27,799
2001年度	592	30,104	2011年度	495	28,275
2002年度	582	30,301	2012年度	495	28,555
2003年度	576	29,044	2013年度	494	27,871
2004年度	571	28,719	2014年度	490	27,757
2005年度	549	28,636	2015年度	486	28,152
2006年度	535	27,750	2016年度	480	28,159

出所) 厚生労働省「社会保障統計年報データベース」より作成
 原資料) 「保健所数」: 厚生労働省健康局調べ
 「職員総数」: 1997～1998年度は厚生省大臣官房統計情報部「地域保健事業報告」, 1999～2007年度は厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」, 2008年度以降は同部「地域保健・健康増進事業報告」

下のような諸点を挙げる事が可能である。

第1は、「公衆衛生上の緊急事態」の兆候ないし出現を可能な限り重視しないことであった。わけても政府・自治体による「緊急事態宣言」の再発出が必要との表明を極力回避することであった。加えて、7月以降の新規感染者の「第1波」以上の確認数に及んだにも関わらず、種々な理由によって「第2波」とは認めようとはしなかった。かつまた、7月3日には、この間、既述のような批判がありはしたが、国民にその献身・努力が認識されつつあった「専門家会議」が突然廃止され、新たに改正特別措置法に基づく「分科会」が十分な説明もなく、国民にとっては唐突の印象をもって設置された。「専門家」と政府との役割分担の不透明化・一体化⁷⁾、「科学と政治」の緊密化の一層の進行の現れとも見なされる事態が進行していった。

第2に、第2段階に入ってからの「社会・経済的緊急事態」に対する「労働・企業支援政策」の必要の強調に対しては、第1段階における「労働・企業支援政策」の遅れを回復するとともにその不十分を回復しようとする努力⁸⁾が顕著になった。たとえば、現在「雇用調整助成金」の特例措置の実施期間（2020年4月1日から9月30日まで）が12月末にまで延長された。また、

「GoTo キャンペーン」のうち「GoTo トラベル」が7月22日に「東京都を除く」という形で実行に移された。また、「GoTo トラベル」以外の「GoTo イート」「GoTo イベント」など実施も9月以降に開始されることになった。

このような政策努力に対しては、その実施上の「委託」等の問題、また、その政治的効果とは別に、実施される過程で「混乱」をはじめとする数々の問題点が露呈し、また、中小企業の現場などの調査・収集においても種々の課題が提起されており、それらの個々の問題点の解決への早急な対応することが期待されるとともに、今後の厳正な政策上の検証が重要な課題となっている。

第3に、以上の2点を通して、既述のように「公衆衛生上の緊急事態」への対策＝「非薬学的介入政策」と「社会・経済的緊急事態」への対策＝「労働・企業支援政策」との「バランス」とをどう計っていくかという「感染症対策と経済対策のバランス論」をさらに普及させることになったことである。それは、日本の政策論議の上では、「コロナ危機」対策の本質を感染症対策と経済対策との二律背反・「トレード・オフ」とされる二項対立問題⁹⁾に単純に引き込んでしまい、本来「バランス論」の前提であり基盤で

表一五 労働・雇用指標

	休業者				完全失業者			完全失業率			有効求職者			有効求人倍率			正規職員・従業員数			非正規職員・従業員数		
	男女計	男女計	男	女	男女計	男	女	男女計	男	女	男女計	男女計	男女計	男女計	男	女	男女計	男	女	男女計	男	女
2019年1月	186	166	95	71	2.4	2.5	2.4	162	277	1.63	3,474	2,348	1,126	2,154	674	1,480						
2月	177	156	93	63	2.3	2.4	2.1	166	286	1.63	3,486	2,364	1,122	2,157	676	1,481						
3月	218	174	106	68	2.5	2.8	2.2	174	288	1.62	3,439	2,332	1,108	2,176	674	1,502						
4月	177	176	99	77	2.6	2.6	2.5	182	277	1.63	3,500	2,337	1,163	2,116	666	1,450						
5月	149	165	95	70	2.4	2.5	2.3	182	270	1.62	3,535	2,349	1,186	2,106	683	1,423						
6月	146	162	97	65	2.3	2.5	2.1	177	268	1.61	3,531	2,346	1,184	2,148	703	1,445						
7月	186	156	93	63	2.3	2.4	2.1	174	271	1.59	3,526	2,346	1,180	2,174	707	1,466						
8月	202	157	94	63	2.3	2.4	2.1	170	268	1.59	3,497	2,344	1,154	2,190	701	1,489						
9月	162	168	100	68	2.4	2.6	2.2	170	270	1.58	3,481	2,313	1,168	2,202	708	1,494						
10月	158	164	98	67	2.4	2.5	2.2	171	273	1.58	3,526	2,337	1,188	2,196	705	1,491						
11月	161	151	89	61	2.2	2.3	2.0	166	270	1.57	3,526	2,343	1,183	2,186	703	1,483						
12月	186	145	88	58	2.1	2.3	1.9	159	267	1.57	3,518	2,349	1,170	2,179	686	1,493						
2020年1月	194	159	91	67	2.3	2.4	2.2	164	257	1.49	3,516	2,356	1,161	2,149	674	1,475						
2月	196	159	96	63	2.3	2.5	2.1	168	257	1.45	3,530	2,372	1,158	2,159	672	1,487						
3月	249	176	107	69	2.6	2.8	2.3	175	249	1.39	3,506	2,340	1,166	2,150	676	1,473						
4月	597	189	114	75	2.8	3.0	2.5	178	220	1.32	3,563	2,359	1,204	2,019	640	1,379						
5月	423	198	119	79	2.9	3.1	2.6	176	194	1.10	3,534	2,331	1,204	2,045	669	1,376						
6月	236	195	117	78	2.8	3.1	2.6	184	193	1.05	3,561	2,348	1,213	2,044	660	1,384						
7月	220	197	116	81	2.9	3.0	2.7	187	196	1.05	3,578	2,369	1,209	2,043	657	1,385						
8月	216	206	118	88	3.0	3.1	2.9	191	197	1.03	3,535	2,334	1,200	2,070	665	1,405						
9月	197	210	125	85	3.0	3.3	2.8	194	201	1.03	3,529	2,329	1,201	2,079	658	1,421						

単位) 万人 万人 万人 万人 % % % 万人 万人 倍 万人 万人 万人 万人 万人 万人
資料) ① ② ② ② ③ ③ ③ ④ ④ ④ ⑤ ⑤ ⑤ ⑤ ⑤ ⑤

注) 休業者：自営業者+雇用者 [自営業者+雇用者(正規の職員・従業員+非正規の職員+従業員(パート+アルバイト+労働者派遣事務所の派遣社員+契約社員+嘱託+その他))]の休業している者
数字：原数
産業：全産業

- 資料) ①総務省統計局「労働力調査 追加参考表」
②総務省統計局「労働力調査」基本集計・時系列表・第9・17表」
③総務省統計局「労働力調査」基本集計・時系列表・第17表年齢階級別完全失業率」
④厚生労働省「一般職業紹介状況(職業安定業務統計)」長期時系列表3・14・15」
⑤総務省統計局「労働力調査」基本集計・時系列表・第18・19表」

ある肝心の日本の医療体制の問題の存在の認識とその改革の必要性を後景に退かせる役割を果たしている。

このような事情の背景には、日本の基礎的学術研究の不足・立ち遅れ¹⁰⁾があると考えられ、同時に、政府・行政における科学的リテラシーの準備の必要¹¹⁾も指摘されている。

2 「コロナ危機」に先立つ30年間の中小企業の存立傾向

(1) 中小企業の存立傾向

以上に述べてきた「コロナ危機」に対峙することになった中小企業はいかなる状況を示したことになったであろうか。その検討は、まずもっ

て「コロナ危機」に先立つ中小企業がどのような状況にあったのかが確認されなければならない。

「コロナ危機」に先立つ約30年間の日本経済は、1990年代初頭の「バブル」崩壊後の「金融危機」を含む長期不況、2003年頃よりの中期的な緩やかな成長、そして、2008年に既述の「リーマン危機」そして「東日本大震災」等々の度重なる激変を経てきた。このような“低迷”と“危機”の連鎖、そしてそれぞれに対する前例のない規模の経済政策の実施、さらにその後の「アベノミクス」の実行によって経済実態は複雑で分析を困難にするかのような様相を提示し続けてきたのである。つまり、日本経済のこの30年

表-6 企業数

(1) 企業数(会社数+個人事業者数)

民営	年	中小企業		大企業	合計
		企業数	うち小規模企業 企業数		
非1次産業計	2009年	4,201,264	3,665,361	11,926	4,213,190
	2012年	3,852,934	3,342,814	10,596	3,863,530
	2014年	3,809,228	3,252,254	11,110	3,820,338
	2016年	3,578,176	3,048,390	11,157	3,589,333

(2) 会社数

民営	年	中小企業		大企業	合計
		企業数	うち小規模企業 企業数		
非1次産業計	2009年	1,775,311	1,356,102	11,645	1,786,956
	2012年	1,677,949	1,277,893	10,319	1,688,268
	2014年	1,719,805	1,278,901	10,817	1,730,622
	2016年	1,599,436	1,186,539	10,878	1,610,314

(3) 個人事業者数

民営	年	中小企業		大企業	合計
		企業数	うち小規模企業 企業数		
非1次産業計	2009年	2,425,953	2,309,259	281	2,426,234
	2012年	2,174,985	2,064,921	277	2,175,262
	2014年	2,089,423	1,973,353	293	2,089,716
	2016年	1,978,740	1,861,851	279	1,979,019

出所) 中小企業庁「2020年版 中小企業白書」[附属統計資料・第1表]

原資料) 総務省「平成21年, 26年経済センサス-基礎調査」・
総務省・経済産業省「平成24年, 28年経済センサス-活動調査」再編加工

間の経済過程は第2次世界大戦以後の期間で決して経験しなかった水準の危機を含む継続的な低成長であった。とはいえ、その過程で、注目しなければならないことは、劇的な構造的諸変化が顕著に進行した期間でもあったことである。

この構造変化の基礎的部分は企業構造にある。筆者の検討¹²⁾からすれば、その企業構造のうち最も重視すべき変化は、①日本企業のグローバル展開による、戦後再編された大企業と中小企業との一体的構造の「解体」であり、それを契機とする、②企業数の傾向的減少、とりわけ、中小企業数の約150万にも及ぶ劇的な減少であった。中小企業数を共通の調査基盤で測ることが可能な2009年からの「経済センサス」に基づく中小企業庁の算出(表-6)によるならば、次のような諸傾向を指摘できる。すなわち、2009年から2016年までの期間、①企業総数も中小企業基本法の定義に基づく「中小企業」数も

「大企業」数もそれぞれ減少しており、また、それぞれにおいて、②個人企業数(=個人事業者)の減少テンポが法人企業(=会社)のそれに比較して大きかった。その結果、企業総数における前者の構成比は7年間という短期間でも2.5%減となり、後者のそれは反対に2.5%増となっている。さらに、③「小規模企業数」(「小規模企業」の範囲に含まれる会社数+小規模事業者数)も顕著な減少傾向であった。要するに、「経済センサス」をデータの根拠として、中小企業基本法の中小企業および小規模企業の定義に則る限り、両者は傾向的な減少を示しているとのみ理解せざるをえないのである。

以上のように、分析を中小企業基本法に基づく定義と「経済センサス」のデータに依拠して中小企業数の存立の傾向を検討すれば、中小企業数の傾向的減少は明らかであり、法人企業数を凌駕する個人企業数の減少が進行していたと認識できる。また、中小企業数の減少は小規模企業数の減少によるところが大きいのである。

しかしながら、中小企業数の傾向的減少について、中小企業基本法の定義、すなわち企業規模(資本金・出資金あるいは従業員規模)による範囲にとらわれず、法人企業、小規模企業について、以下のように現実に即した立場から観察するならば、中小企業の存立を、単純に“傾向的減少”としてのみ捉えることの不十分性、一面性もまた明らかである。

つまり、現在中小企業数の推移を規定するものとしての法人企業¹³⁾に注目して調べてみる必要が生ずるのである。それゆえ、ここでは中小企業数の減少の過程における中小企業の内部構成の規模別・産業別変化を法人企業に注目して財務省「法人企業統計」(年度版)から算出(表-7a)して、中小企業数の推移を確認することにしたのである。その結果、①「法人企業」総数は2000年度以降ほぼ増加にあるが、②資本金1,000万円未満の法人企業数(以下、「小規模法人企業」と略称)のみが著増を示し、それ以上の資本金規模の法人企業数は減少している。

そして、産業区分の基準が統一できる2002年度から2019年度までのデータをもとに、小規模法人企業における産業別構成の変化を概観すると、③小規模法人企業総数は前述のとおり増加を示しているが、産業別に、②製造業が減少し、その産業全体における比重を落とし、非製造業(除金融保険業・農林漁業)のそれが増大し、またそのうち、サービス業が増加しているのが明瞭である。さらに小規模法人企業数の増減はほぼ一方的であるので、2009年度から2018年度への産業ごとの指数を算出(表-7b)すると、④「医療・福祉業」「その他の学術研究」「専門・技術サービス業」「情報通信業」「教育・学習支援業」「生活関連サービス業」「不動産業」「広告業」「飲食サービス業」「職業紹介・労働者派遣業」「娯楽業」「その他のサービス業」などが増加順位の上位を占めている。しかし、⑤2009年度から2018年度までの変化の結果である2018年度における各産業の全産業(除農林漁業・金融保険業)に占める割合の大きさの順位(表-7c)を見ると、「建設業」「小売業」「不動産業」「製造業」「その他の学術研究・専門・技術サービス業」「卸売業」「飲食サービス業」「その他のサービス業」「生活関連サービス業」「情報通信業」などが依然として順位の上位を占めている。

以上のように、法人企業、その中の唯一増加する資本金1,000万円未満の「小規模法人企業」数の推移に注目すると、その増加は産業構造の非製造業化、サービス化の過程で進行していると言える。しかし同時に、「コロナ危機」に先行する期間のほぼ最後の時点であるこの2018年度においても、なお、⑥「建設業」「小売業」「不動産業」「製造業」などの比重が大きく、小規模法人企業の増大も産業構造の転換を促進しつつあるものの、未だ産業構造、企業構造を含む構造全体の大きな転換を実現するには至っていないということができよう。

なお、上述の「小規模法人企業」の著増の具体像は、研究報告等に提起されている創業・企業の諸類型(表-8)において見出されるであ

表-7a 法人企業数

全産業(金融保険業を除く)

	全法人企業数	大企業	中堅企業	中小企業	小規模企業
2000年度	2,548,399	5,472	26,414	1,156,152	1,360,361
2001年度	2,607,923	5,559	27,301	1,175,140	1,399,923
2002年度	2,626,954	5,671	27,960	1,173,103	1,420,220
2003年度	2,638,798	5,686	28,220	1,142,236	1,462,656
2004年度	2,701,573	5,620	28,213	1,149,142	1,518,598
2005年度	2,718,777	5,616	27,645	1,144,365	1,541,151
2006年度	2,735,630	5,612	27,745	1,137,685	1,564,588
2007年度	2,759,276	5,547	27,820	1,126,676	1,599,233
2008年度	2,774,434	5,497	28,742	1,111,671	1,628,524
2009年度	2,771,912	5,456	27,899	1,092,511	1,646,046
2010年度	2,761,144	5,345	27,041	1,070,533	1,658,225
2011年度	2,751,851	5,274	26,644	1,049,536	1,670,397
2012年度	2,739,810	5,205	26,059	1,027,232	1,681,314
2013年度	2,741,281	5,156	25,480	1,008,520	1,702,125
2014年度	2,749,619	5,132	25,235	992,716	1,726,536
2015年度	2,765,968	5,074	24,862	978,115	1,757,917
2016年度	2,775,984	5,098	24,912	957,196	1,788,778
2017年度	2,793,807	5,067	24,891	942,113	1,821,736
2018年度	2,815,711	5,026	24,961	926,820	1,858,904
2019年度	2,834,376	5,014	25,322	912,834	1,891,206

製造業

	全法人企業数	大企業	中堅企業	中小企業	小規模企業
2000年度	447,441	2,215	6,825	224,395	214,006
2001年度	452,145	2,239	6,973	225,912	217,021
2002年度	447,844	2,264	7,054	223,437	215,089
2003年度	438,119	2,276	7,101	216,010	212,732
2004年度	416,280	2,279	6,919	202,047	205,035
2005年度	412,411	2,275	6,909	199,620	203,607
2006年度	407,818	2,284	6,943	196,617	201,974
2007年度	403,780	2,284	6,922	193,417	201,157
2008年度	399,602	2,230	7,048	189,710	200,614
2009年度	393,729	2,205	6,919	185,682	198,923
2010年度	386,644	2,177	6,741	181,350	196,376
2011年度	379,517	2,155	6,635	177,204	193,523
2012年度	372,317	2,095	6,475	173,095	190,652
2013年度	366,608	2,070	6,395	169,628	188,515
2014年度	361,327	2,049	6,372	166,389	186,517
2015年度	356,217	2,009	6,268	163,196	184,744
2016年度	350,450	1,994	6,197	159,364	182,895
2017年度	345,324	1,965	6,128	156,073	181,158
2018年度	340,176	1,944	6,064	152,775	179,393
2019年度	334,631	1,928	6,059	149,611	177,033

非製造業

	全法人企業数	大企業	中堅企業	中小企業	小規模企業
2000年度	2,100,958	3,257	19,589	931,757	1,146,355
2001年度	2,155,778	3,320	20,328	949,228	1,182,902
2002年度	2,179,110	3,407	20,906	949,666	1,205,131
2003年度	2,200,679	3,410	21,119	926,226	1,249,924
2004年度	2,285,293	3,441	21,294	947,095	1,313,563
2005年度	2,306,366	3,341	20,736	944,745	1,337,544
2006年度	2,327,812	3,328	20,802	941,068	1,362,614
2007年度	2,355,496	3,263	20,898	933,259	1,398,076
2008年度	2,374,832	3,267	21,694	921,961	1,427,910
2009年度	2,378,183	3,251	20,980	906,829	1,447,123
2010年度	2,374,500	3,168	20,300	889,183	1,461,849
2011年度	2,372,334	3,119	20,009	872,332	1,476,874
2012年度	2,367,493	3,110	19,584	854,137	1,490,662
2013年度	2,374,673	3,086	19,085	838,892	1,513,610
2014年度	2,388,292	3,083	18,863	826,327	1,540,019
2015年度	2,409,751	3,065	18,594	814,919	1,573,173
2016年度	2,425,534	3,104	18,715	797,832	1,605,883
2017年度	2,448,483	3,102	18,763	786,040	1,640,578
2018年度	2,475,535	3,082	18,897	774,045	1,679,511
2019年度	2,499,745	3,086	19,263	763,223	1,714,173

注) 法人企業数:母集団(当期末)

全法人企業数:全規模法人企業数

大企業:資本金10億円以上法人企業

中堅企業:資本金1億円以上 - 10億円未満法人企業

中小企業:資本金1千万円以上 - 1億円未満法人企業

小規模企業:資本金1千万円未満法人企業

資料) 財務省「法人企業統計」(年度版)より作成

表-7b 資本金1,000万円未満法人企業数
(母集団(当期末)・社)

全産業 (除農林漁業・金融保険業)	2018年度指数 (2009年度=100)
医療、福祉業	183.36
その他の学術研究、専門・技術サービス業	144.68
情報通信業	135.22
教育、学習支援業	133.21
生活関連サービス業	131.58
不動産業	126.00
広告業	122.45
飲食サービス業	113.08
職業紹介・労働者派遣業	111.86
娯楽業	111.16
その他のサービス業	110.83
建設業	107.94
陸運業	107.71
卸売業	106.10
宿泊業	102.16
その他の物品賃貸業	101.85
リース業	98.50
小売業	95.95
その他の運輸業	92.65
製造業	90.18
水運業	89.95
鉱業、採石業、砂利採取業	86.70

資料) (表-7a) に同じ

表-7c 資本金1,000万円未満法人企業数
(母集団(当期末)・社)

全産業(除農林漁業・金融保険業)に占める割合(2018年度)の順位	
建設業	19.27
小売業	15.31
不動産業	13.61
製造業	10.84
その他の学術研究、専門・技術サービス業	10.35
卸売業	7.73
飲食サービス業	6.39
その他のサービス業	5.93
生活関連サービス業	4.87
情報通信業	4.52
医療、福祉業	2.93
陸運業	1.95
広告業	1.49
娯楽業	1.29
教育、学習支援業	1.08
宿泊業	0.82
職業紹介・労働者派遣業	0.72
リース業	0.43
その他の運輸業	0.31
その他の物品賃貸業	0.20
水運業	0.10
鉱業、採石業、砂利採取業	0.09

資料) (表-7a) に同じ

ろう。

(2) 中小企業の存立傾向の意味

「コロナ危機」に先立つ約30年間の中小企業に焦点を当てて検討してきた産業構造・企業構造の変化と到達の意味は、まず、中小企業数の傾向的減少が企業における就業と雇用という観点から深刻な問題を惹起してきたということである。それらについて、紙幅の制約のため詳論しないが、端的に言えば、まず、①就業と雇用の機会の喪失と減少が、若年・中年層に対しては雇用問題を、また、それが、人口高齢化のうちに進行したことは、高齢者の年金問題や医療問題の基盤を深刻化させたことである。それは、種々の格差問題の基盤・基底になるばかりか、格差の新しい性格¹⁴⁾をも生み出していた。さらに、②中小企業が維持していたイノベーション能力(技術・技能の保全・発展、新製品・新事業の開発など)を弱体化せしめることによって、日本企業の国際競争力の基盤を後退させるリスクを高めていたのであった。

同時に、中小企業数の傾向的減少がありながらも、資本金1,000万円未満の「小規模法人企業」数の増加という現象は、現在日本の中小企業総体の変化に関しては中小企業基本法の定義では中小企業の動向を見通せない傾向が存在することもまた判明した。

このような一見相反するような中小企業の存立傾向において、一方では、中小企業総数の傾向的減少は究極的に日本国民一人ひとりが保持すべき経済的自立を可能にさせてきた諸能力、いわば「国民的経済力」の後退を余儀なくされたと言わなければならないが、同時に、上記の小規模法人企業の増大は、後退しつつある「国民的経済力」の再建を展望する「中小企業の新時代」の到来を予告し、総じて言えば、戦後日本の経済成長を牽引した(大企業主導の)産業構造・企業構造のあるべき未来への転換、「未来型転換」の基盤を形成しつつあった。そして、中小企業総数の傾向的減少は、存続する中小企

表－8 近年の創業・起業類型一覧

プロトタイプ（原型）	類型	提唱者	記載書・誌名	署名・記載号
「覇道的自立」	「しょぼい起業」	矢内東紀（2018）	イースト・プレス	「しょぼい起業で生きていく」, 2018年
	「ママ起業」	鹿住倫世（2019）	「日本政策金融公庫論集」	第42号, 2019年
	「フリーランス」	藤井辰紀（2018）	「日本政策金融公庫論集」	第41号, 2018年
	同上	藤井辰紀・村上義昭（2018）	「調査月報」	No.118, 2018年
	「ゆるやかな起業家」	桑本香梨（2019a）	「調査月報」	No.129, 2019年
	「趣味起業家」	桑本香梨（2019b）	「日本政策金融公庫論集」	第43号, 2019年
	「ワークバランス起業」	川名和美（2015）	「商工金融」	第65巻第11号, 2015年
「開業自立」	「副業起業」	村上義昭（2017）	「日本政策金融公庫論集」	第35号, 2017年5月
	「個人M&A」	日本経済新聞等		
「ベンチャー・ビジネス」	「ベンチャー企業」	（多数）		
	「スタートアップ」	長谷川克也	東京大学出版会	「スタートアップ入門」, 2019年
	「ミレニアム企業」	仲暁子	光文社（新書）	「ミレニアム起業家の新モノづくり論」, 2017年
	「地方発ベンチャー」	佐々木真佑	「日本公庫総研レポート」	No.2017-3, 2017年3月
	「社会的企業」	（多数）		
	「ソーシャルビジネス」	渡辺寛人	岩波書店	今野晴貴・藤田孝典編「闘わなければ社会は壊れる」2019年
	「マイクロアントレプレナー」	藤井辰紀・藤田一郎	「調査月報」	No.100, 2017年
「大学発ベンチャー」	「大学発ベンチャー」	（多数）		

出所）大林弘道（2019），30ページ，（表－5）

業に経営上の緊張（stress）を付与し、上記「小規模企業」の創出・増大は、同じく存続する中小企業に経済的な刺激（incentive）を供与してきた。言い換えれば、中小企業の退場もまたその新生も、存続する個々の企業ばかりでなく、総体としての中小企業の行方を規定してきたのである。

以上の存立傾向に加えて、中小企業数における減少と増加は、上の期間、中小企業団体・中小企業運動にも、上述と同様の緊張と刺激を付与し続けてきたのである。1999年の中小企業基本法の「抜本改正」によって法制中小企業団体を中心に大きな衝撃を受けたにもかかわらず、その後、自主・自立の中小企業団体とも種々な形で連帯・連携しながら、各地域における中小企業振興基本条例の制定、やがては中小企業憲章の制定を実現していく基盤となった。その過程では、各団体は自らの存在理由を問い、また、創立理念を再点検・再確認することによって、中小企業団体・中小企業運動の意義を持続的に前進させる過程でもあった。

要するに、中小企業の存立傾向は存続する中小企業群の経営上の緊張と経済的刺激を付与しながら、総体としての中小企業の存在の意味を拡大していったのである。このような日本の産業構造・企業構造の過去約30年間の変化とその意味の到達点において、まさに中小企業は「コ

ロナ危機」と対峙することになったのである。そして、今般の「コロナ危機」の発生による中小企業への影響は、それに先立つ期間の中小企業の存立傾向それ自体に対する影響とその意味する事態に対する影響が考察されなければならないのである。

3 「コロナ危機」下の中小企業の諸特徴

（1）近時の「景況調査」

上述してきた「コロナ危機」は、大企業・中小企業の景況悪化（表－9a,b）を共に進行させた。日本銀行の「全国企業短期経済観測調査」の2020年4－6月期の「業況判断」（前年同期比DI）は、そこでの「大企業」「中堅企業」「中小企業」においてともに悪化したが、中小企業が最も悪化したことを示した。そのような中小企業の景況は中小企業庁「中小企業景況調査」、中小企業家同友会全国協議会「同友会景況調査報告」、日本政策金融公庫「全国中小企業動向調査（中小企業編）」では明白な結果となって現れている。また、日本政策金融公庫「全国中小企業動向調査（小企業編）」では、2019年における低位な水準が2020年に入りなお大幅な悪化を示した。

要するに、今般の「コロナ危機」においては、①企業規模を問わず厳しい経営環境の悪化を迎

表-9a 景気動向 (四半期別)

	業況判断 前年同月期DI 全産業					日本銀行	中小企業庁	中同協	政策金融公庫 (中小企業)	政策金融公庫 (中小企業)
	日本銀行 全企業	日本銀行 大企業	日本銀行 中堅企業	日本銀行 中小企業		日本銀行 中小企業	中小企業 中小企業	中小企業	中小企業	小企業
2019年1~3月期	12	17	13	10	2019年1~3月期	10	▲ 20	2	3	▲ 26
4~6月期	10	15	13	6	4~6月期	6	▲ 17	▲ 2	▲ 1	▲ 26
7~9月期	8	13	12	5	7~9月期	5	▲ 20	▲ 3	▲ 3	▲ 26
10~12月期	4	9	9	1	10~12月期	1	▲ 24	▲ 13	▲ 14	▲ 29
2020年1~3月期	▲ 4	0	▲ 3	▲ 7	2020年1~3月期	▲ 7	▲ 33	▲ 31	▲ 24	▲ 44
4~6月期	▲ 31	▲ 26	▲ 30	▲ 33	4~6月期	▲ 33	▲ 67	▲ 58	▲ 59	▲ 74
7~9月期	▲ 28	▲ 21	▲ 28	▲ 31	7~9月期	▲ 31	▲ 34	▲ 45	▲ 52	▲ 63

注) 小企業：製造業・サービス業・建設業・運輸業（従業者20人未満）、卸売業・小売業・飲食店（従業者10人未満）
資料) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」
中小企業庁「中小企業景況調査」
中同協（中小企業家同友会全国協議会）「同友会景況調査報告（DOR）」
日本政策金融公庫「全国中小企業動向調査・小企業編」
日本政策金融公庫「全国中小企業動向調査・中小企業編」
より作成

えたこと、それでもなお、②企業規模における明確な格差をともなって「経営危機」が現実化しつつあることが明確にされていった。とりわけ小規模企業においては2019年段階において「アベノミクス」の効果の限界を露呈していた上に、同年10月における消費税率引上げの衝撃も加わっていることが推察される。

このような中小企業をめぐる景況の悪化については、「公衆衛生上の緊急事態」の収束が「産業・経済的緊急事態」の急速な回復に繋がる、いわゆる「V字回復」するとの「コロナ危機」発生当初の予測への期待が遠のき、むしろ、その収束の見通しが立たない中で、その後の回復はなお低位の水準にあると考えなければならない。

そして、何よりも重要なことは、「リーマン危機」を代表する「経済危機」が政治や軍事等の経済以外の要因によって影響され、規定されるにしても、それらの基盤である経済の論理による解明が基本となるのに対して、「コロナ危機」のような事態は、最終的には社会・経済との関係において緊急事態を招来するにしても、基点としての疫学的論理が基本に位置していることが前提とされて、経済上の景況判断等がな

されるべきであることに留意しなければならない。その意味で、今日の事態の基本を景気変動的な現象として把握することはできないのである。

(2) 中小企業の産業別・業種別経営状況

以下では、上述した中小企業をめぐる経営環境、景況の悪化が中小企業の経営において産業別・業種別にどのように進行したかを、既述の理由から注視する法人企業に限定し、また、近時の状況の把握の必要から財務省「法人企業統計」(四半期版)の2020年4-6月期までのデータを利用し、若干の分析を試みることにしたい。その際、「コロナ危機」の状況を2008年から2009年にかけての「リーマン危機」のそれとの比較を考慮し、今般の「コロナ危機」の下での固有の状況を明らかにしたい。

この分析においては、「法人企業統計」(四半期版)における資本金10億円以上の法人企業を「大企業」、同1億円以上10億円未満の法人企業を「中堅企業」、同1千万円以上1億円未満の法人企業を「中小企業」として分類することにする。しかし、残念ながら本稿が注目する資本金1千万円未満の法人企業は調査対象外となっている

表-9b 小企業・業種別売上DI（月次）（季節調整値）

	全産業	製造業	卸売業	小売業	飲食店	サービス業	建設業 (受注額)	運輸業	非製造業
2019年1月	▲ 5.6	▲ 17.0	▲ 3.7	▲ 15.4	▲ 3.1	0.8	▲ 0.3	▲ 3.7	▲ 4.7
2月	▲ 3.0	▲ 9.3	▲ 2.6	▲ 8.1	▲ 1.1	▲ 3.0	4.7	▲ 1.6	▲ 2.4
3月	▲ 9.2	▲ 11.1	7.2	▲ 12.4	▲ 8.9	▲ 11.4	3.8	▲ 11.4	▲ 8.8
4月	▲ 3.8	▲ 5.5	▲ 1.9	▲ 3.2	▲ 2.5	▲ 11.4	▲ 1.4	2.7	▲ 3.8
5月	▲ 7.6	▲ 14.4	▲ 26.0	▲ 12.0	▲ 4.2	▲ 2.9	2.9	▲ 22.2	▲ 6.9
6月	▲ 14.9	▲ 12.7	▲ 12.6	▲ 14.5	▲ 2.2	▲ 21.9	▲ 8.9	1.1	▲ 14.6
7月	▲ 7.6	▲ 7.3	▲ 16.7	▲ 13.0	4.4	▲ 16.4	2.9	20.0	▲ 7.7
8月	▲ 7.4	▲ 16.6	▲ 12.2	▲ 17.0	5.8	▲ 5.9	▲ 1.8	▲ 0.4	▲ 6.3
9月	1.6	▲ 7.1	5.6	5.1	0.6	0.1	0.4	▲ 6.9	2.7
10月	▲ 23.1	▲ 25.2	▲ 18.6	▲ 35.5	▲ 22.0	▲ 19.8	▲ 4.1	▲ 9.3	▲ 22.8
11月	▲ 16.2	▲ 23.9	▲ 17.4	▲ 19.6	▲ 3.9	▲ 17.6	▲ 8.3	1.6	▲ 14.5
12月	▲ 16.4	▲ 21.2	▲ 18.1	▲ 18.7	▲ 8.7	▲ 15.0	▲ 16.7	0.8	▲ 15.9
2020年1月	▲ 9.8	▲ 21.0	▲ 14.7	▲ 19.5	2.2	▲ 4.2	▲ 13.5	▲ 7.5	▲ 8.9
2月	▲ 18.8	▲ 26.2	▲ 21.9	▲ 18.5	▲ 21.2	▲ 22.6	▲ 8.5	▲ 11.1	▲ 18.1
3月	▲ 60.9	▲ 49.0	▲ 49.5	▲ 65.4	▲ 89.0	▲ 61.3	▲ 25.4	▲ 26.0	▲ 62.3
4月	▲ 79.5	▲ 69.0	▲ 67.8	▲ 76.9	▲ 100.0	▲ 87.4	▲ 43.7	▲ 75.4	▲ 81.0
5月	▲ 70.5	▲ 59.5	▲ 74.3	▲ 71.5	▲ 95.4	▲ 70.8	▲ 44.0	▲ 69.2	▲ 72.1
6月	▲ 64.3	▲ 52.6	▲ 48.7	▲ 58.1	▲ 82.7	▲ 69.1	▲ 43.5	▲ 64.3	▲ 65.3
7月	▲ 55.4	▲ 60.0	▲ 46.7	▲ 51.1	▲ 60.1	▲ 60.4	▲ 50.2	▲ 57.8	▲ 54.9
8月	▲ 56.5	▲ 50.5	▲ 50.9	▲ 43.1	▲ 86.9	▲ 63.2	▲ 41.0	▲ 55.6	▲ 57.5
9月	▲ 49.8	▲ 63.4	▲ 45.0	▲ 48.3	▲ 54.2	▲ 50.2	▲ 41.6	▲ 51.8	▲ 48.2

注) 小企業：製造業・サービス業・建設業・運輸業（従業者20人未満）、卸売業・小売業・飲食店（従業者10人未満）
資料) 政策金融公庫「全国小企業月次動向調査」より作成

から、それを「小規模企業」と名付けてその動向を直接に考察することはできない。しかし、「大企業」「中堅企業」「中小企業」の動向を分析することによって、「小規模企業」のそれを推察はできると考えて、検討することにしたい。

また、取り上げる指標は、「大企業」「中堅企業」「中小企業」それぞれの1企業当売上高（対前年同期比）、売上高営業利益率、売上高経常利益率の3つであり、検討対象期間は、「リーマン危機」の開始の2008年7-9月期からの6期、1年6ヶ月間および今般の「コロナ危機」の開始の2020年1-3月期からの2期、6ヶ月間におけるそれら指標それぞれの前年同期比の推移（表-10a,b,c）の比較である。これら3つの指標を選択した根拠は次のような考えに基づくものである。すなわち、「コロナ危機」における危機指標の特徴は、何よりも「営業自粛」措置に代表される移動と接触の制限による「売

上高」の激減・急減を含む減少、各種景況調査上の相当項目では「民間需要の停滞」の増加である。そして、そのような「売上高」の激減・急減が収益性指標に打撃を与えた点に注目し、1企業当売上高とともに企業の収益性指標としての売上高営業利益率、売上高経常利益率を選択した。企業の存立の危機を脅かす直接の契機は、いわゆる「資金ショート」であるが、企業の存立の基礎・基盤は収益性であり、その動揺が企業の存立を基本的に規定する。また、利益率を売上高営業利益率と売上高経常利益率の2指標を採用したのは、1970年代以降の各国経済において企業の本業の利益率と金融環境に左右される企業の財務活動の成果を反映する利益率とが乖離する傾向があり、両者を比較しておくことに意味があると考えたからである。

なおまた、「法人企業統計」（四半期版）の産業分類については、同統計のデータベースにお

ける最小分類を選んでいるが、ここでは製造業内の業種分類は採用せず、農業、エネルギー関連産業等もそれら業種における中小企業の存立の特殊性を考慮して除外した。もとよりそれらは注目すべき業種であり、そのような措置は産業構成上の網羅性を欠くだけでなく、今後の注目すべき論点を回避することになるのであるが、問題の限定という意味での選別であると理解されたい。そのような限定があっても、検討では相対的に多数の産業を取り上げることになり、本稿の目的を損なうことはないと考え。

以上の資料上の限定を配慮して、まず、1企業当売上高の動向（表-10a）を中心に考察すると、以下のような諸点を指摘することができる。

①「コロナ危機」は、いずれの産業の企業にも、いずれの企業規模の企業にも、売上高の急激な減少という打撃を与えているということである。その意味で、打撃の範囲は全産業・全規模にわたっており、また、その打撃の波及の速度は「リーマン危機」の場合より急速である。この点を確認した上で、なお産業と企業規模の相違に注目するならば、さらに、いくつかの点を追加、指摘できるであろう。すなわち、

②「コロナ危機」に先立つ期間において、産業構造・企業構造の変化の牽引役であった産業・企業規模（「陸運業」「その他物品賃貸業」「宿泊業」「飲食サービス業」「生活関連サービス業」「娯楽業」「広告業」「教育・学習支援業」「医療・福祉業」等）に対して大きな打撃を与えていることである。また、

③一群の産業（「製造業」「建設業」「情報通信業」「不動産業」「リース業」「その他サービス業」等）においては相対的に「リーマン危機」の場合の方が今般の「コロナ危機」よりも打撃が大きかったと考えられる。さらに、

④産業分類上「リーマン危機」期との比較は不能であるが、「コロナ危機」期の打撃が大きい産業（「学術研究・専門技術サービス業」「職業紹介・労働者派遣業」等）が存在することで

ある。

⑤以上の②、③、④のそれぞれにおいて、各「産業」内の企業規模の小さい企業群の方が大きい企業群よりも売上高の減少という意味での打撃は均一に大きいとは必ずしもいえないということであり、それゆえ、各「産業」ごとの企業規模別の打撃の序列も明確ではない。

次に、売上高営業利益率（表-10b）、売上高経常利益率（表-10c）の両利益率についてみると、以下の諸点が指摘できる。すなわち、

①上述の1企業当売上高の動向の場合と同様に、産業別の両利益率の諸特徴はほぼ共通していると言える。また、

②両利益率を「全産業」においてみると、企業規模別格差は明確に現れるが、各「産業」ごとにみると、両利益率の企業規模別格差は明確な場合とそうでない場合が存在する。前者は「製造業」、「建設業」、「情報通信業」、「卸売業」、「小売業」、「広告業」、「教育・学習支援業」、「医療・福祉業」、「職業紹介・労働者派遣業」、「その他のサービス業」などであり、後者は「陸運業」、「不動産業」、「リース業」、「その他の物品賃貸業」、「宿泊業」、「飲食サービス業」、「その他の学術研究・専門・技術サービス業」などである。さらに、

③「全産業」、各「産業」において、共通して売上高営業利益率より売上高経常利益率の方が大きく、両者の乖離の度合いは企業規模別に見た場合に、企業規模が大きい企業群ほどより顕著である。すなわち、営業利益に営業外収益を加えたものが経常利益であるから、企業の財務活動が営業外収益を増大させている場合には、売上高を共通分母にするので、売上高営業利益率よりも売上高経常利益率のほうが高くなる。このような観点からすると、資本金10億円以上の「大企業」において「コロナ危機」においても、売上高経常利益率を高めている。その点、「中小企業」では両利益率はほとんど変わらないことが注目される。

以上のように、「コロナ危機」による各産業

(表-10a) 産業別1企業当売上高(当期末)前年同期比(%)

Table with multiple sections: 製造業 (Manufacturing), 建設業 (Construction), 情報通信業 (Information and Communications), 卸売業 (Wholesale Trade), 小売業 (Retail Trade), リース業 (Leasing), その他の物品賃貸業 (Other Rental and Leasing Activities), 宿泊業 (Accommodation), 飲食サービス業 (Food Services), 生活関連サービス業 (Life-Related Services), 娯楽業 (Amusement), 広告業 (Advertising), その他の学術研究・専門・技術サービス業 (Other Academic Research, Professional, and Technical Services), 教育・学習支援業 (Education and Learning Support), 医療・福祉業 (Medical and Welfare), 職業紹介・労働者派遣業 (Recruitment and Staffing), その他のサービス業 (Other Services). Each section contains a table with columns for scale (全規模, 10億円以上, etc.) and time period (2008, 2009, 2020).

注) ①***: 数字が得られないもの ②全規模: 資本金1千万円以上の法人企業の合計 (資料) 財務省「法人企業統計」より作成

への打撃が明確に産業・企業規模を問わない打撃であっても、上述したように産業・企業規模ごとに相違があることは、それ自体、産業構造の変化の過程での中小企業に固有の困難の存在の可能性を示唆しており、「社会・経済的緊急事態」の中心である中小企業への政策の必要性とともに、施策の実施に際しては、そのような実態に対して十分な配慮をも要請している。現在、経済産業省・中小企業庁による「新型コロナウイルス（COVID-19）による企業への影響を緩和し、企業を支援するための施策」¹⁵⁾は、30項目の施策が実施されているが、それら施策に対する評価は、施策を受けた企業だけで評価するのではなく、全産業、産業ごとの中小企業総体の存立の実態そのものが究極的な評価基準として採用されなければならない。

現時点までに見出され確認することができる事実は、「公衆衛生上の緊急事態」に対する「非薬学的介入政策」と「社会・経済的緊急事態」に対する「労働・企業支援政策」によって、出現している「コロナ危機」における中小企業の状況は、上述に指摘してきた回復は確定的でなく極めて不透明であるということである。また、相対的に「リーマン危機」の場合の方が「コロナ危機」よりも打撃が大きい産業群が存在しているものの、「コロナ危機」においてより大きな打撃を受けた産業群が主に新産業群であること、そして、「リーマン危機」においてより大きな打撃を受けた産業群が主に既存産業群であることを考量するならば、「コロナ危機」による中小企業への打撃が、結果として、「コロナ危機」に先立つ産業構造・企業構造の変化の牽引役であった産業・企業規模に対してより大きな打撃を与え、それらのあるべき変化、いわば「未来型」の構造変化を頓挫させている可能性が大きいということが決定的な問題として存在するのである。

したがって、「コロナ危機」の現在において、そのような産業構造・企業構造の「未来型」転換の頓挫をいかに克服すべきか、そして、それ

はどのように可能であるかという問題が基本的な問題として浮かび上がってくるわけである。

おわりに

最後に、上述の産業構造・企業構造の「未来型転換」の頓挫について、その克服の可能性を展望しておくことにしよう。

21世紀以降の日本の中小企業運動は、20世紀末の中小企業基本法の「抜本改正」、21世紀に入ってから各地域での「中小企業振興基本条例」の多数制定、そして、「中小企業憲章」の制定に、多様な対応、呼応を経てきた。そのような多様な中小企業運動の持続的前進は、その過程で、①自身の経営を主体的・自主的に経験・研究し、②中小企業政策の積極面を引き出し、③現在の「コロナ危機」への積極的対峙能力をも高めているから、上の「未来型転換」の頓挫の克服に向かうことは必然的であろう。そして、中小企業自ら、それを創造的に推進していくであろう。

しかしまた、前安倍政権から現菅政権への移行以後の過程で報道されている、「コロナ危機」さらには同収束後の新たな中小企業政策論としての「中小企業再編論」¹⁶⁾および「地方銀行再編論」の報道が注目されなければならない。それらはなお全面的に明確でないものの、今後政策上に展開されることが確実に予想される。ここでは、詳細に論ずることはできないが、それら二つの再編論は一体のもの（以下、「再編論」と略称）として理解することが重要であり、その報道の範囲で判断するならば、「再編論」に基づく中小企業政策論は上記した①、②、③において示された中小企業経営および同運動の自立的・自発的な努力や成果とは乖離・相反しており、今後大きな問題となると考えられる。

したがって、「コロナ危機」は、中小企業の危機への対峙の今後のさらなる努力も、中小企業政策・経営・運動による新たな産業構造・企業構造の創造的展望も、また同時に、容易なら

ざる課題をも提起していると言わなければならない。

注

- 1) パオロ・ジョルダーノ (2020) は、2020年3月20日の時点で、イタリアの状況を目の前にして「僕らは公衆衛生上の緊急事態のまっただなかにいる。まもなく社会・経済的な緊急事態も訪れるだろう。」(102頁)と述べている。
- 2) この「第2波」という規定は日本政府からは認定されていない。しかし、厚生労働省の「新規感染者数」の推移によってもあまりにも明らかである。むしろ、現状は、その収束がなお見られないばかりか、減少テンポが緩やかになり、「第2波」の長期化あるいは「第3波」が問題となる状況でもある。感染症学会館田和博理事長は、2020年7月19日に「現状は第2波のまっただ中」との見解を表明した。(「日本経済新聞」2020年7月20日)
- 3) 「専門家会議」の国民への説明が政府に代わるものであるかのような印象は、河合香織 (2020) によれば、「政府の決定プロセスが見えず、さらに専門家会議の議事録も公開されず、自分たちの命に関わる重要決定から阻害された苛立ちを感じ始める人も増えていった。そして本来は決定する立場にない専門家会議が、批判の矢面に立たされることになる。」(27頁)危機感によるものと思われる。
- 4) 「政治は専門家会議を使って意思表示に伴う責任を回避し、逆に専門家会議は、使われ、責任を負わされることを(少なくとも結果的には)ある程度感受した。」(尾内俊之・調麻佐志 (2020), 891頁)
- 5) 「政府はほぼ一貫してPCR検査の拡充を抑制しており、そのことは令和二年度補正予算におけるPCR検査の扱いを見ても明らかである。」(尾内俊之・調麻佐志 (2020), 891頁)
- 6) たとえば、周燕飛 (2020) は、通常の景気後退では「夫の所得低下や雇用不安に対応するため、妻は新規就業や労働時間の増加によって家計の収入を補う」が、今般の「コロナ危機」では「妻の労働力供給行動は全く逆の行動をしている。夫の所得低下や雇用不安にもかかわらず、労働力供給を一時的に減らさざるをえない妻が増加している。」と指摘している。
- 7) 「専門家」と政府との役割分担、「科学と政治」との間の関係に興味深いのは、スウェーデンにおける政策状況である。渡辺まどか (2020) 参照。
- 8) 経済産業省・中小企業庁 (2020) による「新型コロナウイルス感染症関連対策」は、2020年10月23日時点で30項目に及んでいる。
- 9) 田中聡史 (2020) は、この二項対立問題についての主流派経済学における考え方とその研究状況を紹介している。すなわち、「ワクチン接種などとは異なり多大な経済的コストを伴う非薬学的介入政策は、経済学においてどのように正当化されるだろうか。」(46頁)と問い、「非薬学的介入政策を経済学的に理解する上で鍵となるのは、個人の生産や消費といった経済活動自体がウイルスの媒介手段となり、感染者数や死者数を増大させるという、経済学で言うところの「負の外部性」である。」(46頁)として、「[SIR マクロモデル]と呼ばれる、感染症の動学をマクロ経済モデルに取り入れた分析ツールが特に有用なのは、この外部性を考慮したうえで経済活動と感染被害のトレードオフを提示し、どのような政策がある種の公衆衛生を最大化する目的において望ましいかを示唆する点であろう。」(46頁)と主張している。今後の研究の動向を注視したい。
- 10) 稲葉寿 (2020) は、疫病対策の基礎たる理論疫学について、次のように指摘している。日本の公衆衛生上の課題としてエイズが流行していた1990年代、「当時の日本の理論疫学研究はいまでは歴史的価値すら保持しない。この時点で、日本の理論疫学は、世界の体勢に大きく後れをとり、水を開けられたといえよう。日本のHIV/AIDS流行はきわめて緩慢であり、サイズも小さかったから、理論疫学的対応の不備は表面化することはなかったのであるが、このときの理論的キャッチアップがされなかったことは、その後も大きな影響を与えていることは注意すべきである。」(911頁)
- 11) 注10と同じく、稲葉寿 (2020) は次のように言う。「コロナ危機という「戦時」において、自発的な研究員が発生したことは、知識社会の底力を示したともいえるが、それを受け止める政府・行政に科学的リテラシーが準備されていないと、提言を適切に生かしていくことはできない。その点で、高度化した科学知識を政治的・行政的決断につなげていくアドバイザーやインタプリターの役割はますます重要となろう。」(913頁)
- 12) 大林弘道 (2017,2018a,2018b,2019) を参照されたい。
- 13) なお、注意すべき点は、法人企業(会社)数の把握の問題である。「経済センサス」における会社数と「法人企業統計」におけるそれとが著しく相違があるということである。古隅弘樹・竹村伊津子・山本貴司・周防節雄 (2011) や総務省統計局 (2017) によれば、前者の統計調査においては、①「東京圏のオフィスビルに同居する企業」、②「資本金規模が小さい企業」、③「情報通信業・不動産業・サービス業に属する企業」、④「従業員の少ない企業」の多くが「母集団名簿」から脱漏している可能性がある。
- 14) 戦後日本において、「格差」論は「企業規模別賃金格差」を基点とする「企業規模別労働条件格差」として存在し、議論されてきた。そのような格差は、高度成長期の経済政策・産業政策においてその解消が叫ばれたが、解消が実現しなかった。しかしながら、その時期、格差は維持されながらも企業規模別の個々の労働条件自体は向上していった。たとえば、企業規模別の賃金の水準そのものは、上昇率はまた格差を持ちながらも上昇していたのである。しかし、今日提起されている「格差」は、

絶対的な格差の拡大であり、格差の解消が展望できないばかりか、格差のある指標そのものの水準の向上が期待できないのである。

15) 経済産業省 (2020)

16) 「与党の一部に中小企業減容認識がある」との報道(「日本経済新聞」2020年7月)に対して中小企業庁は否定している(「中小企業家しんぶん」第1520号(2020年9月15日)が、菅政権は「中小企業の再編」を目指していると報道されている(「日本経済新聞」2020年9月6日)。

引用文献

稲葉寿 (2020) 「感染症数理モデル私史」『科学』Vol.90, No.10, 2020年10月号

大林弘道 (2017) 「中小企業数の傾向的減少と「国民的経済力」の後退」, 『名城論叢』, 第17巻第3号

— (2018a) 「中小企業の廃業問題と「国民的経済力」の再建」, 『経済』, 第270号

— (2018b) 「廃業増加と小規模法人企業の増大」, 『企業環境研究年報』, 第23号

— (2019) 「第Ⅱ期小規模企業振興計画」と小規模政策の課題」, 『中小商工業研究』, 第141号

尾内孝之・調麻佐志 (2020a) 「新型コロナウイルス感染症対策における科学と政治」, 『科学』, Vol.90, No.6

— (2020b) 「追いやられる科学とリスク評価」『科学』, Vol.90, No.10

河合香織 (2020) 「分水嶺 ドキュメントコロナ対策専門家会議 (第1回)」, 『世界』, 第937号

黒川ひろ・坂下翔也・佐藤栄一郎・佐藤真樹・末信尚史・田口琢巳・田村真平「法人企業統計調査からみる日本企業の特徴」『分析レポート(財務政策総合研究所)』

周燕飛 (2020) 「コロナショックの被害は女性に集中」『JILPT リサーチアイ(労働政策研究・研修機構)』, 第38回

田中聡史 (2020) 「感染症拡大防止政策のトレードオフ」『経済セミナー』通巻715号, 2020年8・9月号

出村政彬 (2020) 「データで見る各国の戦略」, 『日経サイエンス』, 第50巻第9号

古隅弘樹・竹村伊津子・山本貴司・周防節雄 (2011) 「法人企業統計調査および事業所・企業統計調査における母集団情報の比較」(伊藤彰彦編『日本の統計と統計調査—現状と将来展望—』統計研究会所収)

パオロ・ジョルダノ(飯田亮介訳) (2020) 『コロナの時代の僕ら』早川書房(Paolo Giordano “Nel Contagio”, Guulio Einaudi editore)

渡辺まどか (2020) 「信頼を資産とするスウェーデンのコロナ対策」『科学』, Vol.90, No.10

資料

経済産業省・中小企業庁 (2020) 「新型コロナウイルス感染症関連対策」経済産業省ホームページ

財務省「法人企業統計」財務省ホームページ

総務省統計局 (2017) 「各種母集団名簿の乖離について」総務省統計局ホームページ

— (2019) 「労働力調査の解説(令和元年6月版)第2章基本的概念と用語」総務省統計局ホームページ

中小企業庁「中小企業白書」『附属統計資料』中小企業庁ホームページ

— 「中小企業景況調査」中小企業庁ホームページ

中小企業家同友会全国協議会「同友会景況調査報告・関連資料」中小企業家同友会全国協議会調べ

日本政策金融公庫「全国中小企業動向調査(中小企業編)」日本政策金融公庫ホームページ

日本政策金融公庫「全国中小企業動向調査(小企業編)」日本政策金融公庫ホームページ

(脱稿後、アジア・パシフィック・イニシアティブ『新型コロナウイルス対応・民間臨時調査会調査・検証報告書』ディスカヴァー・トエンティワン、の刊行をみた。本稿における訂正の必要を特段感じなかったが、同報告書は今後の検証の際に改めて詳細に検討を加えることが必要であると考えた。)